

財務省告示第五十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十五年一月二十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。

平成十五年二月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記 号	利付国庫債券（二年）（第二百四 回）
二	発行の根拠 の法律及びそ の条項	財政融資資金特別會計法（昭和 二十六年法律第一百号）第十一 條第一項
三	発行方法	簡易生命保険特別會計の積立金 による引受け
四	発行額	額面金額で二百六十億円
五	払込金額	二百六十億二千六百万円
六	額面金額の 種類	円、一億円及び十億円、千 円、一億円及び十億円の六種
七	発行行	額面金額百円につき百円十銭
八	発行価格	年〇・一パーセント
九	利率	平成十五年七月二十日を支払期 とし、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 次号及び第十二号において規定 する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一  
 第二期  
 以後の  
 利子以

毎年一月二十日及び七月二十日  
 を支払期とし、各支払期におい  
 て、その日以前六月間に属する  
 利子を支払う。

十 十 十  
五 四 三 二

払 払 元 償 償  
込 場 利 還 還  
期 所 金 還 還  
日 支 支 額 限

平 取 国 日 額 平  
成 扱 債 本 面 成  
十 店 代 銀 金 十  
五 並 理 行 の 額 七  
年 び 店 の 本 円 年  
一 に 及 本 円 に 一  
月 取 び 店 づ 月  
二 扱 国 支 っ き 二  
十 郵 債 店 百 十  
日 便 元 利 店 円 日  
局 利 金 支 代  
 金 支 理 理  
 払 店 店 店